

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人 聖ルチア会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県久留米市津福本町 1012 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和27年 3月29日

(4) 設立登記年月日 昭和27年 4月 7日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	大治 太郎	聖ルチア病院管理者
理事	神田 芳郎	
同	山田 茂人	
同	高田 裕樹	
同	青柳由希子	
同	大治 万喜子	
監事	井上 和人	
同	稲吉 義弘	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	聖ルチア病院	4012219061	福岡県久留米市津福本町 1012 番地	精神病床 263床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業所名	実施場所	備考
訪問看護ステーション クローバー	福岡県久留米市梅満町 994 番地 6	
訪問看護ステーション クローバー おおき	福岡県三潞郡大木町八町牟田 254 番地 2	
障害福祉サービス事業グループホーム ルピナスⅠ.Ⅱ	福岡県久留米市本町字 7 丁目 194 番地	
障害福祉サービス事業グループホーム ルピナスⅢ	福岡県久留米市梅満町 994 番地 6	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
- ・該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会議決又は同意した事項

令和 6 年 6 月 1 2 日 令和 5 年度決算の決定
 令和 7 年 3 月 2 3 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定
 〃 令和 7 年度の借入金額の最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

・該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

・該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域

における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

・該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和6年 6月 1日 精神科入退院支援加算

令和6年 6月 1日 児童・思春期精神科入院医療管理料（精神科療育支援体制加算）

令和6年 6月 1日 情報通信機器を用いた診療に係る基準

令和6年 6月 1日 医療 DX 推進体制整備加算

令和6年 6月 1日 看護補助加算（看護補助体制充実加算 1）

令和6年 6月 7日 病院使用許可（構造設備及び用途の変更に伴う使用）ダイケア棟

令和6年 8月 8日 病院使用許可（構造設備及び用途の変更に伴う使用）

ダイケア体育館

令和7年 1月 1日 通院・在宅精神療法の注 10 に規定する児童思春期支援指導加算

令和7年 2月 1日 精神科退院時共同指導料 1

令和7年 2月 1日 感染対策向上加算 3（連携強化加算）（サーベイランス強化加算）

(9) そ の 他

・ダイケア棟・体育館建替工事

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第三号

法人名 社会医療法人聖ルチア会
所在地 福岡県久留米市津福本町1012番地

※医療法人整理番号 00017

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	7,160,200 千円
2. 負 債 額	574,223 千円
3. 純 資 産 額	6,585,977 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,678,959
B 固 定 資 産	5,481,242
C 資 産 合 計 (A + B)	7,160,200
D 負 債 合 計	574,223
E 純 資 産 (C - D)	6,585,977

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人 聖ルチア会
所在地 福岡県久留米市津福本町1012

※医療法人整理番号 00017

貸 借 対 照 表
(令和 7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,678,959	I 流 動 負 債	447,632
現金及び預金	1,323,464	買掛金	22,848
事業未収金	347,382	未払金	367,112
たな卸資産	3,200	預り金	21,561
短期貸付金	3,429	未払法人税等	1,139
未収還付消費税等	1,859	賞与引当金	34,972
その他の流動資産	1,625	II 固 定 負 債	126,591
貸倒引当金	△ 2,000	退職給付引当金	126,591
II 固 定 資 産	5,481,242		
1 有形固定資産	4,811,215		
建物	3,496,122		
建物付属設備	130,526		
構築物	62,451		
医療用器械備品	27,537		
車輛運搬具	2,392		
その他の器械備品	50,537		
土地	1,040,000		
建設仮勘定	1,650		
2 無形固定資産	14,074		
ソフトウェア	13,535		
その他の無形固定資産	539		
3 その他の資産	655,952		
出資金	1,293		
敷金	660		
長期前払費用	8,498		
減価償却引当特定預金	645,501		
資産合計	7,160,200		
		負債合計	574,223
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 積 立 金	6,585,977
		設立等積立金	4,473,296
		繰越利益積立金	2,112,682
		純資産合計	6,585,977
		負債・純資産合計	7,160,200

様式第二号

法人名 社会医療法人 聖ルチア会
所在地 福岡県久留米市津福本町1012

※医療法人整理番号 00017

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,211,856
2 事業費用		
(1)事業費	2,040,376	
(2)本部費		2,040,376
本来業務事業利益		171,480
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		123,637
2 事業費用		113,440
附帯業務事業利益		10,197
事業利益		181,677
II 事業外収益		
受取利息	859	
その他の事業外収益	78	938
III 事業外費用		
支払利息	48	
その他の事業外費用	-	48
経常利益		182,566
IV 特別利益		
固定資産売却益	64	
その他の特別利益	-	-
V 特別損失		
過年度損益修正損	11,003	
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益		171,627
法人税・住民税及び事業税	1,139	
法人税等調整額	-	1,139
当期純利益		170,488

法人名 社会医療法人聖ルチア会
所在地 福岡県久留米市津福本町1012番地

※医療法人整理番号 00017

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人聖ルチア会
理事長 大治 太郎 殿

私たちは、社会医療法人聖ルチア会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年 6 月 11 日

社会医療法人聖ルチア会

監事

大治 太郎

監事

井上 和人

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 6 月 4 日

社会医療法人 聖ルチア会
理事会 御中

監査法人 長 隆 事 務 所
東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 尾 立 源 幸
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 実 貴 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人聖ルチア会の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な会計方針の注記」に記載されているとおり、法人は、従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を自己都合要支給額に基づき計上するという簡便法により計算している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会

計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人聖ルチア会 理事長 大治太郎

住 所：福岡県久留米市津福本町 1012 番地

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院
施設の所在地	福岡県久留米市津福本町 1012 番地
管轄保健所名	久留米市保健所

1 診療科目

科 目	精神科	心療内科	児童・思春期 精神科	老年期精神科	内科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
						141	263			141	263

3 構造設備

（1）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の口にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☒ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☐ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☒ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 専用病床（ 6 床 ） ☒ 優先的に使用される病床 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	2							49									51
実人員	15		4	1		3		108		6		21		21	3	85	267
内特殊関係者	3		1														4

5 勤務体制

	体制	昼間 (15 時現在)		夜間 (3 時現在)		休日 (15 時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	13		1		1	
	オンコール						
内 精神科医 (再掲)	病院内	9		1			
	オンコール					1	
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内	4					
	オンコール						
診療放射線技師	病院内	0					
	オンコール						
臨床検査技師	病院内	3					
	オンコール						
看護師	病院内	53		11		30	
	オンコール						
合 計	病院内	73		12		31	
	オンコール					1	
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内	1		1			
	オンコール					1	
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 (有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 (13 人)

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有・無)

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（2）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（3）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－3（精神科救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人聖ルチア会 理事長 大治太郎

住 所：福岡県久留米市津福本町 1012 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院
病院の所在地	福岡県久留米市津福本町 1 0 1 2 番地
管轄保健所名	久留米市保健所

〔時間外等診療件数〕

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B+C)
時間外加算の算定件数	22 件	380 件	0 件	① 402 件
休日加算の算定件数	13 件	168 件	0 件	② 181 件
深夜加算の算定件数	3 件	114 件	0 件	③ 117 件
時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件	④ 0 件
上記以外の時間外等入院患者数	75 件	133 件		⑤ 208 件
時間外等診療件数 (①+②+③+④+⑤)				⑥ 908 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
- 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料 (A) の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料 (B) の欄へ計上すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等の写し）を添付すること。

[精神科救急医療圏]

精神科救急医療圏名	人 口	
久留米・朝倉・八女・筑後・有明	⑦ 875,770 人	(統計表名 令和2年 国勢調査)
人口1万人対時間外等診療件数 (⑥/⑦×10,000)		10.37 人
国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。）を受けて休業した日数（※）		⑧ 0 日
7.5－⑧×0.02÷3		

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間						日数	
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
通算日数						⑦	日

時間外等診療件数明細表

(自 平成・令和 4年 4月 1日 至 平成・令和 5年 3月 31日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	3 件	135 件	0 件	138 件
休日加算の算定件数	5 件	50 件	0 件	55 件
深夜加算の算定件数	0 件	44 件	0 件	44 件
時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	15 件	41 件		56 件

(自 平成・令和 5 年 4 月 1 日 至 平成・令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	12 件	125 件	0 件	137 件
休日加算の算定件数	7 件	49 件	0 件	56 件
深夜加算の算定件数	2 件	50 件	0 件	52 件
時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	30 件	42 件		72 件

(自 平成・令和 6 年 4 月 1 日 至 平成・令和 7 年 3 月 31 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	7 件	120 件	0 件	127 件
休日加算の算定件数	1 件	69 件	0 件	70 件
深夜加算の算定件数	1 件	20 件	0 件	21 件
時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	30 件	50 件		80 件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	22 件	380 件	0 件	402 件
休日加算の算定件数	13 件	168 件	0 件	181 件
深夜加算の算定件数	3 件	114 件	0 件	117 件
時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	75 件	133 件		208 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

役員報酬規定

社会医療法人 聖ルチア会

平成 16 年 4 月 1 日 新規制定

平成 3 0 年 4 月 1 日 改定

目 次

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(定義)	1
第 3 条	(報酬の種類)	1
第 4 条	(日当及び交通費の支給)	1
第 5 条	(理事・監事の業務、税務、会計監査の日当及び交通費)	1
第 6 条	(支給方法)	1
第 7 条	(協議事項)	1
第 8 条	(退任した場合の報酬)	1
付 則		2
第1条		2

第1条 （目 的）

本規定は、社会医療法人聖ルチア会の役員報酬の支給について必要な事項を定めるものである。
また、役員のリ「理事会・社員総会出席用務に係る日当及び交通費の支給基準を定めることを目的とする。

第2条 （定 義）

本規定における役員報酬とは、当法人が社員・理事・監事に対し、業務の対価として支給するものをいう。

第3条 （報酬の種類）

- (1) 理事報酬は、年3千6百万円を限度とする。
- (2) 使用人兼務役員の報酬のうち、社員・理事の地位に係る部分の報酬については、支給しない

第4条 （社員の日当及び交通費の支給）

3月及び6月並びに臨時に開催する社員総会出席の社員の日当として10,000円を支給し交通費は、その通勤実態に応じて実費を支給する。

第5条 （理事・監事の業務、税務、会計監査の報酬及び交通費）

理事・監事の業務、税務、会計監査等の報酬として、100,000円を支給し交通費は、その通勤実態に応じて実費を支給する。

第6条 （支給方法）

報酬は、社員においては会議に出席した場合のみ、その日に支給し、理事・監事は末締めの翌月25日の支払いとする。

第7条 （協議事項）

本規定に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

第8条 （退任した場合の報酬）

役員が退任、死亡しても退職金等の報酬は支払わない。

付 則

第 1 条

この規定は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	352,065,625 円				1,326,893,017 円
現金及び預金					1,323,464,017 円
事業未収金	347,382,106 円				-円
有価証券					-円
たな卸資産	3,199,694 円				-円
立替金	1,625,025 円				-円
仮払税金	1,858,800 円				-円
その他の流動資産	-2,000,000 円				3,429,000 円
固定資産	4,832,137,316 円	-円	645,501,318 円	-円	3,603,000 円
有形固定資産	4,809,565,093 円	-円			1,650,000 円
建物	3,626,647,669 円	-円			-円
構築物	62,450,985 円	-円			-円
医療用器械備品	27,537,282 円	-円			-円
その他の器械備品	50,537,081 円	-円			-円
車両及び船舶	2,392,345 円	-円			-円
土地	1,039,999,731 円	-円			-円
建物仮勘定		-円			1,650,000 円
その他の有形固定資産	-円	-円			-円
無形固定資産	14,074,155 円	-円			-円
借地権	-円	-円			-円
ソフトウェア	13,535,421 円	-円			-円
その他の無形固定資産	538,734 円	-円			-円
その他の資産	8,498,068 円		645,501,318 円	-円	1,953,000 円
有価証券					-円
長期貸付金					-円
役職員等長期貸付金					-円
長期前払費用	8,498,068 円				-円
繰延税金資産	-円				-円
減価償却引当特定預金			645,501,318 円		
〇〇事業特定預金				-円	
その他の固定資産	-円				1,953,000 円
資産合計	① 5,184,202,941 円	② -円	③ 645,501,318 円	④ -円	1,330,496,017 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院	訪問看護ステーション クローバー	グループホーム ルピナス
流動資産	352,065,625 円	332,591,108 円	17,815,703 円	1,658,814 円
事業未収金	347,382,106 円	328,137,949 円	17,589,253 円	1,654,904 円
たな卸資産	3,199,694 円	3,199,694 円	-円	-円
前渡金	-円	-円	-円	-円
前払費用	-円	-円	-円	-円
立替金	1,625,025 円	1,394,665 円	226,450 円	3,910 円
仮払税金	1,858,800 円	1,858,800 円	-円	-円
その他の流動資産	-2,000,000 円	-2,000,000 円	-円	-円
固定資産	4,832,137,316 円	4,767,207,681 円	27,500,851 円	37,428,784 円
有形固定資産	4,809,475,002 円	4,744,635,458 円	27,500,851 円	37,428,784 円
建物	3,626,647,669 円	3,565,100,744 円	24,179,341 円	37,367,584 円
構築物	62,450,985 円	59,608,793 円	2,780,992 円	61,200 円
医療用器械備品	27,537,282 円	27,537,282 円	-円	-円
その他の器械備品	50,537,081 円	50,233,892 円	303,189 円	-円
車両及び船舶	2,392,345 円	2,155,016 円	237,329 円	-円
土地	1,039,999,731 円	1,039,999,731 円	-円	-円
その他の有形固定資産	-円	-円	-円	-円
無形固定資産	14,074,155 円	14,074,155 円	-円	-円
借地権	-円	-円	-円	-円
ソフトウェア	13,535,421 円	13,535,421 円	-円	-円
その他の無形固定資産	538,734 円	538,734 円	-円	-円
その他の資産	8,498,068 円	8,498,068 円	-円	-円
長期前払費用	8,498,068 円	8,498,068 円	-円	-円
繰延税金資産	-円	-円	-円	-円
その他の固定資産	-円	-円	-円	-円
資産合計	⑤ 5,184,202,941 円	5,099,798,789 円	45,316,554 円	39,087,598 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ -円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
MRI 設置工事	令和7年	150,000,000 円	2,258,033,891 円	645,501,318 円
院内増改築工事（図書室他）	令和7年	250,000,000 円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	400,000,000 円	2,258,033,891 円	⑦645,501,318 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ -円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

2025/3/31

			総面積		内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
梅満町大道端	994	-6	460.47	m ²	0.00 m ²	460.47 m ²	訪問看護 グループホーム
梅満町大道端	994	-16	552.57	m ²	0.00 m ²	552.57 m ²	精神科デイケア 敷地
梅満町	1000	-1	1,741.64	m ²	0.00 m ²	1,741.64 m ²	精神科デイケア 敷地
梅満町	1003	-1	183.95	m ²	0.00 m ²	183.95 m ²	精神科デイケア 敷地
梅満町塩浸	1031	-1	1,070.39	m ²	0.00 m ²	1,070.39 m ²	職員駐車場
梅満町塩浸	1031	-2	522.00	m ²	0.00 m ²	522.00 m ²	職員駐車場
梅満町塩浸	1190	-10	76.21	m ²	0.00 m ²	76.21 m ²	職員駐車場
梅満町塩浸	1196	-10	1,070.75	m ²	0.00 m ²	1,070.75 m ²	職員駐車場
梅満町	1203	-1	2,040.39	m ²	0.00 m ²	2,040.39 m ²	病院敷地
津福本町	354	-3	110.38	m ²	0.00 m ²	110.38 m ²	職員駐車場
津福本町	933	-1	988.42	m ²	0.00 m ²	988.42 m ²	精神科作業療法用農園場
津福本町	1012		5,183.98	m ²	0.00 m ²	5,183.98 m ²	病院敷地
津福本町	1012	-1	84.65	m ²	0.00 m ²	84.65 m ²	病院敷地
津福本町	1012	-2	69.65	m ²	0.00 m ²	69.65 m ²	病院敷地
津福本町	1012	-7	115.96	m ²	0.00 m ²	115.96 m ²	病院敷地
津福本町	1012	-8	4.36	m ²	0.00 m ²	4.36 m ²	病院敷地
本町	194		581.45	m ²	0.00 m ²	581.45 m ²	GHルピナスⅠ・Ⅱ
本町	194	-2	22.01	m ²	0.00 m ²	22.01 m ²	GHルピナスⅠ・Ⅱ
本町	196	-5	0.03	m ²	0.00 m ²	0.03 m ²	GHルピナスⅠ・Ⅱ
梅満町字塩浸	1203	-6	46.82	m ²	0.00 m ²	46.82 m ²	旧 里道
津福本町平島	1012	-10	46.85	m ²	0.00 m ²	46.85 m ²	旧 里道
梅満町	1202	-14	7.22	m ²	0.00 m ²	7.22 m ²	野中様
梅満町	1202	-15	2.33	m ²	0.00 m ²	2.33 m ²	須山商店
津福本町平島	1017	-8	127.00	m ²	127.00 m ²	0.00 m ²	病院敷地 寺崎様
梅満町	1009	-5	585.21	m ²	585.21 m ²	0.00 m ²	外来駐車場 三根様借地
梅満町	1009	-4	193.33	m ²	193.33 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1011	-5	12.71	m ²	12.71 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1011	-4	6.61	m ²	6.61 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1204	-1	452.05	m ²	452.05 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1204	-2	3.17	m ²	3.17 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1203	-2	36.00	m ²	36.00 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1203	-5	42.87	m ²	42.87 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1202	-10	73.75	m ²	73.75 m ²	0.00 m ²	"
津福本町	990	-5	189.01	m ²	189.01 m ²	0.00 m ²	第2職員駐車場 若山様
津福本町	990	-6	23.14	m ²	23.14 m ²	0.00 m ²	"
梅満町	1011	-7	173.42	m ²	0.00 m ²	173.42 m ²	EPA寮
津福本町	926	-1	1,645.78	m ²	0.00 m ²	1,645.78 m ²	EPA寮・職員駐車場

合計 18,546.53 m² 借地 1,744.85 m² 自地 16,801.68 m²

坪 合計 5,610.33 坪 借地 527.82 坪 自地 5082.51 坪

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家用途の区分		用途別の面積
共同住宅 994-6	鉄骨造 2階建て	304.65 m ²	自家	グループホーム ルピナスⅢ	
病院本館 1203-1 耐震	鉄筋コンクリート 4階建て	11,913.55 m ²	自家	病院本館	
住宅 1031-2	木造 平屋	111.78 m ²	自家	保育所 たんぽぽ	
病院管理棟 1012-1	鉄筋コンクリート 3階建て	1,837.29 m ²	自家	病院管理棟	
共同住宅 194	鉄骨造 2階建て	199.2 m ²	自家	グループホーム ルピナスⅠ・Ⅱ	
住宅 1011-7	木造瓦・亜鉛メッキ 銅版葺2階建	68.72 m ²	自家	EPA寮	
デイケア棟 1000-1 耐震	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1,532.20 m ²	自家	1F重度認知症 デイケア 2F. 3F精神科デイケア デイナイトケア	547.75m ² 990.45m ²
体育館 1000-1-1 耐震	鉄骨造合金メッキ銅板 ぶき平屋建	347.40 m ²	自家	デイケア体育館	
共同住宅 926-1	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	441.63 m ²	自家	EPA社員寮	

8 医療用器械備品の明細

品 名		規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
脳波計 (Neuro Fax)	日本光電	EEG 1 2 1 8	1	1	自用	脳波検査室
全身用 CT装置	東芝	Asteion P4	1	1	自用	X線診療室
全身用 X線装置	東芝	Plessart 32	1	1	自用	X線診療室
現像機	Kodak	Kodak CRシステム DV5800	1	1	自用	X線診療室
全自動錠剤分包機	ユヤマ	YS-TR-269FDS II	1	1	自用	調剤室
一包化錠剤監査支援機	ユヤマ	Tab Sight	1	1	自用	調剤室
多項目自動血球分析装置	シスメックス	XS-500i	1	1	自用	臨床検査室
生化学・免疫・血中薬物濃度測定 装置	オーソ	ビトロス 5600 II	1	2,640,000	借用	臨床検査室
経頭蓋治療用磁気刺激装置	帝人	NeuroStar	1	3,502,355	自用	TMS治療室
超音波診断装置	キシヤ		1	350,120	自用	検査室
P C R 検査機	正晃	I D NOW インスツルメント	1	462,802	自用	検査室
薬品冷蔵庫	正晃		1	65,219	自用	調剤室
集塵装置付調剤台	正晃		1	94,100	自用	調剤室
一包化錠剤仕分装置	ユヤマ	Tab Sight	1	3,814,800	自用	検査室
分包機(全自動)	ユヤマ	pored I	1	11,921,250	自用	検査室
多項目自動血球分析装置	正晃		1	1,430,550	自用	検査室
5病棟セントラルモニタ	キシヤ		1	850,107	自用	検査室
5病棟心電呼吸SpO2 送信機	キシヤ		1	253,359	自用	検査室
デジタルX線TVシステム管球	シェイプ		1	733,878	自用	検査室
超音波診断装置	キシヤ		1	2,475,495	自用	検査室
解析付き心電計	正晃		1	1,583,228	自用	検査室